

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日が休日に当るときの翌日)

目次

◇ 告 示 昭和五十年年度鳥取県一般会計予算等及び昭和四十九年度鳥取県一般会計補正予算等

告 示

鳥取県告示第四百四十号

昭和五十年二月定例県議会で三月十二日議決された昭和五十年年度鳥取県一般会計予算、昭和五十年年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和五十年年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和五十年年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十年年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十年年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和五十年年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和五十年年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計予算、昭和五十年年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算、昭和五十年年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算、昭和五十年年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算、昭和五十年年度

鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計予算、昭和五十年年度鳥取県営停車場事業特別会計予算、昭和五十年年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和五十年年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和五十年年度鳥取県管電気事業会計予算、昭和五十年年度鳥取県管工業用水道事業会計予算、昭和五十年年度鳥取県管埋立事業会計予算、昭和五十年年度鳥取県管観光施設事業会計予算、昭和五十年年度鳥取県管病院事業会計予算、昭和四十九年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十九年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、昭和四十九年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計補正予算、昭和四十九年度鳥取県管林事業特別会計補正予算、昭和四十九年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計補正予算、昭和四十九年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算、昭和四十九年度鳥取県管停車場事業特別会計補正予算、昭和四十九年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算、昭和四十九年度鳥取県管電気事業会計補正予算、昭和四十九年度鳥取県管埋立事業会計補正予算及び昭和四十九年度鳥取県管病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和五十年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和50年度鳥取県一般会計予算

昭和50年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109,560,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一教内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 県 税	1 県 民 税	16,104,046
		8,578,497
		4,895,814
		802,275
		664,759
		188,127
		1,905,421
		1,815,834
		1,490
		14,562
		981,721
		1,244,495
11,551		
2 地 方 譲 与 税		1,618,108

3 地方交付税	1 地方道路譲与税	1,489,324	8 財政収入	1 財産運用収入	612,835	
	2 石油ガス譲与税	128,784			1 財産売却収入	91,307
4 交通安全対策特別交付金	1 地方交付税	37,033,375	9 寄附金	2 財産売却収入	521,528	
	1 交通安全対策特別交付金	181,003			1 寄附金	91,869
5 分担金及び負担金	1 分担金	1,871,803	10 繰入金	1 特別会計繰入金	285,373	
		747,418			2 基金繰入金	125,373
		1,124,385				160,000
6 使用料及び手数料	2 負担金	1,161,424	11 繰越金	1 繰越金	100,000	
		829,409			12 諸収入	12,948,529
		332,015				1 延滞金、加算金及び過料
7 国庫支出金	1 国庫負担金	34,590,635	2 具預金利子	195,412		
		13,749,579		3 公営企業貸付金元利収入	1,269,184	
		20,492,904		4 貸付金元利収入	10,488,773	
		348,152		5 受託事業収入	336,077	

13 県	債	6 収益事業収入	22,000
		7 雑収入	588,894
		1 県債	2,961,000
歳入	合計		109,560,000

歳出

1 議	費	1 議会費	379,453
		1 議務管理費	4,500,891
2 総務	費	2 企画費	835,972
		3 徴収費	851,522
		4 市町村振興費	373,805
		5 選挙費	85,698
		6 防災費	99,836
		2 総務	合計

3 民生	費	7 統計調査費	260,329	
		8 人事委員会費	60,700	
		9 監査委員費	64,510	
		1 社会福祉費	7,568,207	
		2 児童福祉費	2,982,703	
		3 生活保護費	2,705,857	
		4 災害・救助費	1,871,482	
		4 衛生	費	8,165
		1 公衆衛生費	5,185,130	
4 衛生	費	2 環境衛生費	1,780,659	
		3 保健所費	251,895	
		4 医薬費	902,342	
		2,250,234		
5 労働	費	4 医業費	698,381	
		1 労政費	160,656	
		2 職業訓練費	297,290	

6 農 林 水 産 業 費	3 失 業 对 策 費	181,021
	4 労 働 委 員 会 費	59,414
	1 農 業 費	5,758,431
	2 畜 産 業 費	1,059,703
7 商 工 費	3 農 地 費	6,159,527
	4 林 業 費	2,876,196
	5 水 産 業 費	1,065,884
	1 商 業 費	8,848,939
	2 工 鉱 業 費	4,618,869
8 土 木 費	2 工 観 光 費	4,185,159
	3 土 木 管 理 費	44,911
	1 土 木 管 理 費	21,827,058
9 警 察 費	2 道 路 橋 り よ う 費	173,386
	3 河 川 海 岸 費	8,727,845
10 教 育 費	4 港 湾 費	4,368,773
	5 都 市 計 画 費	
	6 住 宅 費	
	1 警 察 管 理 費	
	2 警 察 活 動 費	
	1 教 育 総 務 費	
	2 小 学 校 費	
11 災 害 復 旧 費	3 中 学 校 費	
	4 高 等 学 校 費	
	5 特 殊 学 校 費	
	6 社 会 教 育 費	
1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7 保 健 体 育 費	
	1 災 害 復 旧 費	

1,586,409
5,209,074
1,761,571
5,670,996
5,085,707
585,289
31,293,176
1,740,396
12,109,083
6,346,968
8,515,339
1,281,110
665,563
634,717
430,922
127,775

12 公 債 費	2 土木施設災害復旧費		353,147
	1 公 債 費		2,614,797
13 諸 支 出 金	1 公 管 企 業 支 出 金		151,107
	2 娯楽施設利用税交付金		65,990
	3 自動車取得税交付金		652,845
	14 子 備 費	1 子 備 費	70,000
歳 出 合 計			109,560,000

第2表 債務負担行為

1 新 規

事 項	期 間	限 度	額
県庁第二庁舎入居 団体庁舎購入費	昭和50年度から昭和 60年度まで		千円 413,960
看護学生等修学資金 貸 付 金	昭和50年度から昭和 55年度まで		18,182

保母修学資金貸付金	昭和50年度から昭和 51年度まで	6,720
農村青年経営安定 資金 利 子 補 給	昭和50年度から昭和 57年度まで	昭和50年度に貸し付ける農業改良資 金（農業後継者育成資金のうち部門 経営開始資金）78,000千円に対する 昭和52年度から昭和53年度までの約 定償還金にあてるため、鳥取県信用 農業協同組合連合会が同資金の借受 者に約定償還金に相当する範囲内で 貸付けを行なった額の各年度の融資 残高の4.25/100に相当する金額
野菜価格安定対策 事 業 補 助	昭和50年度	130,748
移住者営農資金 利 子 補 給	昭和50年度から昭和 59年度まで	融資総額1,000千円を限度とし、各年 度の融資残高2/100に相当する金額
財団法人鳥取県造林 公社借入金損失補償	昭和50年度から損失 補償契約に定めると ころにより損失補償 をする日の属する年 度まで	融資元本454,138千円について損失 補償契約に定める最終償還期限到来 後10か月を経過した日において農林 漁業金融公庫が弁済を受けることが できなかった元利合計額（損失補償 契約に定める遅延損害金を含む。） に相当する金額

漁業近代化資金 利子補給	昭和50年度から昭和 66年度まで	融資総額600,000千円を限度とし、 各年度の融資残高の4/100に相当す る金額
法盤整備特別推進 事業費補助金	昭和50年度から昭和 54年度まで	22,750
農業近代化資金利子 補給	昭和50年度から昭和 70年度まで	融資総額6,000,000千円を限度とし、 各年度の融資残高の4.5/100に相当 する金額
農業近代化推進資金 利子補給	昭和50年度から昭和 56年度まで	融資総額1,100,000千円を限度とし、 各年度の融資残高の8/100に相当す る金額
中小企業設備貸与事 業に関する損失補償	昭和50年度から昭和 62年度まで	財団法人鳥取県中小企業設備貸与公 社が中小企業近代化資金等助成法(昭 和31年法律第115号)に基づいて、 中小企業者に貸与するための設備総 額200,000千円の45パーセントに相 当する金額を限度として、当該設備 の貸与にかかる未収債権の回収不能 により生じた損失金額
警察職員住宅賃貸借 料	昭和50年度から昭和 64年度まで	当該物件を取得するために要した賃 金の元利償還金に相当する金額70,4

		07千円並びに同物件にかかる公租公 課及び火災保険料に相当する金額の 合計額
育英奨学生貸付金	昭和50年度から昭和 57年度まで	36,480

2 変更

補 正 期 間	限 度 額	補		限 度 額	
		前	後		
鳥取駅前火 災被災者用 施設建設費 委託料	昭和46年度 から昭和50 年度まで	千円 96,342	鳥取駅前火 災被災者用 施設建設費 委託料	昭和46年度 から昭和58 年度まで	千円 96,342

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
計画調査費	千円 12,000	証券借入れ又は証 券発行の方法によ り資金運用部、郵 政省その他より借 入れるものとする 。ただし、事業 又は県財政の都合	10以内	借入年度から1年すえ 置き、じ後2年度間に 償還するものとする。 ただし、県財政その他 の都合によりすえ置き 及び償還年限を短縮又 は延長して起債し、お

により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	るいはずえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるとする。	股養不自由児童費 38,000	同	同上	同上	同上	同上	
		健康増進センター費 26,000	同	同上	同上	同上	同上	同上
		看護婦等養成施設建設費 258,000	同	同上	同上	同上	同上	同上
		農業関係試験場整備費 70,000	同	同上	同上	同上	同上	同上
		治山費 64,000	同	同上	同上	同上	同上	同上
		漁港建設費 4,000	同	同上	同上	同上	同上	同上
		中小企業振興費 175,000	同	同上	同上	同上	同上	同上
		道路新設改良費 30,000	同	同上	同上	同上	同上	同上
		河川改良費 395,000	同	同上	同上	同上	同上	同上
		砂防費 190,000	同	同上	同上	同上	同上	同上
		港湾建設費 287,000	同	同上	同上	同上	同上	同上
街路事業費 14,000	同	同上	同上	同上	同上	同上		
都市開発事業費 18,000	同	同上	同上	同上	同上	同上		
公園費 153,000	同	同上	同上	同上	同上	同上		
下水道費 40,000	同	同上	同上	同上	同上	同上		
公営住宅建設費 570,000	同	同上	同上	同上	同上	同上		
警察施設費 50,000	同	同上	同上	同上	同上	同上		
高等学校施設整備費 41,000	同	同上	同上	同上	同上	同上		
治山施設災害復旧費 26,000	同	同上	同上	同上	同上	同上		
漁港施設災害復旧費 11,000	同	同上	同上	同上	同上	同上		
建設災害復旧費 96,000	同	同上	同上	同上	同上	同上		
直轄道路事業費 300,000	同	同上	同上	同上	同上	同上		
直轄河川事業費 54,000	同	同上	同上	同上	同上	同上		
境港管理組合費 39,000	同	同上	同上	同上	同上	同上		
自然保護対策費 720,000	同	同上	同上	同上	同上	同上		
記名式利札交付公債(証券)発行の方法による。	同	同上	同上	同上	同上	同上		
交付公債(証券)の発行年度から2年ずえ置き、以後8年度間に支払うものとする。	同	同上	同上	同上	同上	同上		

計	3,681,000	
---	-----------	--

昭和50年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

昭和50年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ228,320千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円
	1 用品調達事業収入	227,192
	2 自動車管理事業収入	99,076
	3 集中管理事業収入	118,881
2 財 産 収 入		300
	1 財産売却収入	300
3 繰 越 金		827
	1 繰 越 金	827
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入	合 計	228,320

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		千円
		226,570

2 諸 支 出 金	1 用品調達事業費	97,570
	2 自動車管理事業費	10,119
	3 集中管理事業費	118,881
3 子 備 費	1 繰 出 金	1,350
	1 子 備 費	400
歳 出 合 計		228,320

昭和50年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和50年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,547,218千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金額
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入		1,538,259
			1,538,259
			1,538,259
2 繰 越 金	1 繰 越 金		13,954
			13,954
歳 入 合 計			1,547,213

歳 出	款	項	金額
1 一 般 会 計 繰 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金		1,538,259
			1,538,259
			1,538,259
2 諸 支 出 金	1 償 還 金		1
			1
3 子 備 費	1 子 備 費		13,953
			13,953
歳 出 合 計			1,547,213

昭和50年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和50年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,130千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 歳入	1 一般会計繰入金	1,201
	2 繰越金	18,409
3 諸収入	1 繰越金	18,409
		32,520

歳入	貸付金元利収入	
	雑入	合計
	104	52,130

歳出	款	項	金額
			千円
	1 母子福祉資金貸付事業費	1 母子福祉資金貸付事業費	52,130
		合計	52,130

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度額
修学資金貸付金	昭和三十二年	昭和三十二年	16,638

昭和50年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和50年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,724千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

歳出予算]による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	16,363
	2 繰 越 金	8,650
3 諸 収 入	1 繰 越 金	8,650
	1 貸 付 金 元 利 収 入	17,711
	2 雑 入	4
歳 入	合 計	42,724

歳 出

款	項	金額
1 寡婦福祉資金貸付事業費	1 寡婦福祉資金貸付事業費	42,724
	合 計	42,724

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
修学資金貸付金	昭和50年度から昭和53年度まで		4,224

昭和50年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

昭和50年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,024,007千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及

び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額 千円
1 国庫支出金	1 国庫補助金	45,000
	1 一般会計繰入金	847,690
2 繰入金		847,690
3 繰越金	1 繰越金	40,790
	1 繰越金	40,790
4 諸収入	1 県預金利子	1,094
	2 貸付金元利収入	624,867
5 県債	1 県債	1,465,660
	合計	3,024,007

歳 出

款	項	金額 千円
1 中小企業近代化資金貸付事業	1 中小企業近代化資金貸付事業	3,024,007
	合計	3,024,007

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	1,465,660	中小企業振興事業団の定める方法による。	4.1%	中小企業振興事業団業務方法書に基づき都道府県に対する資金貸付準則第5条に定める方法による。
計	1,465,660			

昭和50年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和50年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ472,879千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支、出 金	1 国 庫 補 助 金	83,052
		千円
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	58,404
3 繰 越 金	1 繰 越 金	31,764
4 諸 収 入	1 貸付金元利収入	299,659
	2 雑 入	1
	合 計	472,879

歳 出

款	項	金 額
1 農業改良資金貸付事業費	1 農業改良資金貸付事業費	472,879
		千円
合 計		472,879

昭和50年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計予算

昭和50年度鳥取県の畜産経営特別資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,627千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	24,957
		千円
2 繰 越 金		92,669

3 諸 収 入	1 繰 越 金	92,669
	1 雑 入	1
歳 入	合 計	117,627

1 歳 出 経 営 特 別 資 金 費	項	金 額
		千円
		117,627
1 歳 出 経 営 特 別 資 金 費	1 歳 出 経 営 特 別 資 金 費	58,801
		2 肉 用 生 肥 育 経 営 安 定 特 別 資 金 融 通 助 成 事 業 費
歳 出	合 計	117,627

昭和50年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和50年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ231,220千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

1 財 産 収 入	項	金 額
		千円
	1 財 産 売 払 収 入	56,774
	2 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		16,655
	1 一 般 会 計 繰 入 金	16,655
3 繰 越 金		24,580
	1 繰 越 金	24,580
4 諸 収 入		24,211
	1 受 託 事 業 収 入	20,372
	2 雑 入	3,839
5 県 債		109,000

1 県		債	109,000
歳入 合計			281,220
歳出			
款	項	金額	
1 県営林事業費		千円	224,440
	1 職員費		61,046
	2 造林事業費		13,449
	3 保育事業費		135,260
	4 処分事業費		2,048
	5 公有林野分収造林事業費		100
	6 管理事業費		12,537
2 公債費			6,780
	1 公債費		6,780
歳出 合計			231,220

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
県営林事業費	109,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内	借入年度から20年すえ置き、以後10年間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。
計	109,000			

昭和50年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算

昭和50年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,613千円と定める。

	翌年度に繰り延べて起債することができる。	あつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。
計	50,000	

昭和50年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算

昭和50年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,582千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 事業収入	1 事業収入	28,565 千円
	2 繰入金	1,990

歳入	合計	金額
1 一般会計繰入金		1,990
3 繰越金	1 繰越金	1
4 諸収入	1 雑収入	26
歳入	合計	30,582

歳 出

款	項	金額
1 有料道路大山環状道路費	1 有料道路大山環状道路費	15,101 千円
	2 公債費	1 公債費
歳出	合計	30,582

昭和50年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算

昭和50年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,875千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 事業収入	1 事業収入	10,125
	1 事業収入	10,125
2 繰入金	1 一般会計繰入金	17,745
	1 一般会計繰入金	17,745
8 繰越金	1 繰越金	1
	1 繰越金	1
4 諸収入	1 雑収入	4
	1 雑収入	4
歳入	合計	27,875

歳 出

款	項	金額
1 有料道路事業	1 有料道路事業	7,326
	1 有料道路事業	7,326
2 公債費	1 公債費	20,549
	1 公債費	20,549
歳出	合計	27,875

昭和50年度鳥取県大山有料道路事業特別会計予算

昭和50年度鳥取県の大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,299千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 諸収入	1 雑収入	18,299
	1 雑収入	18,299

	1 雑	入	13,299
歳	入	合 計	13,299

歳 出	款	項	金 額
		1 公 債 費	13,299 千円
	合 計	13,299	

昭和50年度鳥取県宮駐車場事業特別会計予算

昭和50年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,347千円と定める。
2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		30,958 千円

	1 事 業 収 入	30,958
2 繰 入 金		57,356
	1 一 般 会 計 繰 入 金	57,356
3 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
4 諸 収 入		30
	1 雑 収 入	30
歳 入	合 計	88,347

歳 出

款	項	金 額
1 県 営 駐 車 場 事 業 費		88,347 千円
	1 県 営 駐 車 場 管 理 費	88,347
歳 出	合 計	88,347

昭和50年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

昭和50年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,676千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額 千円
1 財 産 収 入		93,938
	1 財 産 売 払 収 入	93,938
2 繰 越 金		5,732
	1 繰 越 金	5,732
3 諸 収 入		6
	1 雑 収 入	6
歳 入	合 計	99,676

歳 出

款	項	金額 千円
1 県立学校農業実習費		99,676
	1 県立学校農業実習費	99,676

歳 出 合 計 99,676

昭和50年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和50年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ186,907千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額 千円
1 国 庫 支 出 金		100
	1 国 庫 委 託 金	100
2 財 産 収 入		84,000
	1 財 産 売 払 収 入	84,000
3 繰 越 金		102,806
	1 一 般 会 計 繰 入	102,806
4 諸 収 入		1

1	雑入	186,907
合計		186,907

歳出

款	項	金額
1 県立学校水産実習船費		186,907
	1 県立学校水産実習船費	186,907
合計		186,907

昭和50年度鳥取県管電氣事業会計予算

(総則)

第1条 昭和50年度鳥取県管電氣事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 112,008,000KWH
 - (2) 既設発電所設備近代化 125,606千円
 - (3) 袋川発電所調査費 500千円
- (収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 電氣事業収益 545,823千円
- 第1項 営業収益 542,812千円
- 第2項 営業外収益 3,011千円

支出

- 第1款 電氣事業費 488,322千円
- 第1項 営業費用 372,709千円
- 第2項 営業外費用 115,613千円

(資法的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額104,258千円は当年度分損益勘定留保資金72,258千円、繰越利益剰余金処分額32,000千円で補てんするものとする。)

収入

- 第1款 資本的収入 125,371千円
- 第1項 企業債 125,000千円
- 第2項 固定資産売却代金 1千円
- 第3項 投資償還金 360千円
- 第4項 建設収入 10千円

支出

- 第1款 資本的支出 229,629千円
- 第1項 建設改良費 126,306千円
- 第2項 企業債償還金 103,323千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気事業費に 充当	千円 125,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借り入れするものとする。 ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	% 10以内	借入年度から5年ずつ置き、以後25年度間に償還するものとする。 ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、225,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれらの以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の

議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 241,641千円
- (2) 交際費 570千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち82,000千円は、次のとおり処分するものとする。

- (1) 減債積立金
- (たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和50年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和50年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間給水量 19,373,000立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	178,852千円
第1項 営業収益	140,114千円
第2項 営業外収益	38,738千円

支 出	出
第1款 工業用水道事業費	199,509千円
第1項 営業費用	122,409千円
第2項 営業外費用	77,100千円
(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
収 入	
第1款 資本的収入	67,623千円
第1項 出 資 金	15,981千円
第2項 他会計からの長期借入金	51,642千円
支 出	
第1款 資本的支出	67,623千円
第1項 建設改良費	3,700千円
第2項 企業債償還金	63,923千円
(一時借入金)	
第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。	
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)	
第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。	
(1) 職員給与費	52,662千円
(他会計からの補助金)	
第7条 工業用水道事業の経営健全化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は38,477千円である。	

(たな卸資産購入限度額)	
第8条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。	
昭和50年度鳥取県管理立事業会計予算	
(総 則)	
第1条 昭和50年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。	
(業務の予定量)	
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。	
(1) 米子港旗ヶ崎地区埋立事業 工事費	1,546,364千円
(2) 境港外港竹内地区埋立事業 工事費	676,690千円
(収益的収入及び支出)	
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
収 入	
第1款 埋立事業収益	179,263千円
第1項 営業収益	174,096千円
第2項 営業外収益	5,167千円
支 出	
第1款 埋立事業費	85,477千円
第1項 営業費用	63,758千円
第2項 営業外費用	21,719千円
(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収	

入額が資本的支出額に対し不足する額 154,844千円は当年度分損益勘定留保資金62,868千円、当年度利益剰余金処分額43,000千円及び過年度分損益勘定留保資金48,976千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 2,223,208千円
- 第1項 企業債 2,222,000千円
- 第2項 他会計からの長期借入金 1,198千円
- 第3項 建設収入 10千円

支 出

- 第1款 資本的支出 2,378,052千円
- 第1項 建設改良費 2,224,252千円
- 第2項 企業債償還金 153,800千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
埋立事業費に 充当	2,222,000	記書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借り入れするものとする。 ただし、事業又は県財政の都合により起債	10以内	借入年度から2年ずつ置き、その後8年間で償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債

	額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。
--	-------------------------------	---

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,297,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 57,514千円

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち43,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金
(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和50年度鳥取県営観光施設事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和50年度鳥取県営観光施設会計の予算は、次に定めるところに

よる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 観光施設事業調査費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,809千円は、一時借入金で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 43,809千円

第1項 他会計からの借入金 43,809千円

支 出

第1款 資本的支出 86,618千円

第1項 建設改良費 43,809千円

第2項 他会計からの借入金償還金 42,809千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、42,809千円と定める。

昭和50年度鳥取県宮病院事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和50年度鳥取県宮病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 692床

(2) 年間入院患者数 210,516人

(3) 年間外来患者数 286,379人

(4) 一日平均入院患者数 575人

(5) 一日平均外来患者数 964人

(6) 主要な建設改良事業 医療機器備品 62,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、中央病院建設企業債償還利子331,566千円は、一般会計から借り入れる。

収 入

第1款 病院事業収益 3,169,642千円

第1項 医業収益 2,890,395千円

第2項 医業外収益 229,663千円

第3項 看護婦養成所収益 49,584千円

支 出

第1款 病院事業費用 3,561,079千円

第1項 医業費用 3,41,043千円

第2項 医業外費用 370,452千円

第3項 看護婦養成所費用 49,584千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 資本的収入	1,059,732千円
第1項 出資金	134,864千円
第2項 他会計からの借入金	894,809千円
第3項 固定資産売却代金	59千円
第4項 企業債	30,000千円
支出	
第1款 資本的支出	1,059,673千円
第1項 建設改良費	92,000千円
第2項 企業債償還金	102,864千円
第3項 他会計からの借入金償還金	894,809千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
病院事業費に充当	30,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。 ただし、事業又は県財政の都合より起債額の全部又は一部を翌年	10以内	借入年度から5年すえ置き、以後5年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により、すえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を

度に繰り延べて起債することができるとする。	短縮し、延長し、又は繰上げ償還を行ない、若しくは借換えることができるものとする。
-----------------------	--

(一時借入金)
第6条 一時借入金の限度額は750,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,875,001千円

(2) 交際費 460千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 看護要員の確保に要する経費にあてるため 64,338千円

(2) 新病院移転に要する経費にあてるため 6,500千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、938,248千円と定める。

昭和49年度鳥取県の一般会計の補正予算

昭和49年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,701,318千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107,015,037千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 地方交付税	1 地方交付税	33,910,839	1,002,886	34,913,725
		33,910,839	1,002,886	34,913,725
5 分担金及び金	1 地方交付税	2,086,724	13,890	2,100,614
	2 負担金	1,330,935	13,890	1,344,825
6 使用料及び料 手 数		1,006,373	15,411	1,021,784

7 国庫支出金	1 使用料	704,414	14,634	719,048
	2 手数料	301,959	777	302,736
		34,619,255	106,534	34,725,789
1 国庫負担金		11,755,440	18,148	11,773,588
	2 国庫補助金	22,466,553	86,157	22,552,710
	3 委託金	397,262	2,229	399,491
8 財産収入		482,106	785	482,891
2 財産売却収入		396,605	785	397,390
9 寄附金		90,970	704	91,674
1 寄附金		90,970	704	91,674
12 雑収入		10,830,995	126,108	10,957,103
	3 公営企業貸付金元利収入	834,639	140,436	975,125
	4 貸付金元利収入	8,787,741	△ 50,000	8,737,741
	5 受託事業収入	552,658	11,526	564,184
7 雑収入		479,572	24,096	503,668
13 債券		4,059,000	435,000	4,494,000

歳入		1 県債	435,000	4,494,000	
合計		105,319,719	1,701,318	107,015,037	
歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1 議会費	1 議会費		368,460	△ 234	368,226
			368,460	△ 234	368,226
	2 総務費	1 総務管理費	7,199,975	159,667	7,353,642
		2 企画費	4,716,440	50,034	4,766,474
		3 徴税費	828,382	59,318	887,700
		4 市町村振興費	738,922	△ 5,000	733,922
		5 選挙費	309,870	54,350	364,220
		6 防災費	114,879	1,200	116,079
		7 監査委員費	160,847	800	161,647
8 民生費		59,909	△ 1,035	58,874	
9 社会福祉費	6,806,964	340,085	7,147,049		
10 社会福祉費	2,792,757	297,518	3,090,270		

4 衛生費	2 児童福祉費	1 公衆衛生費	2,273,866	42,572	2,316,438	
		2 環境衛生費	4,731,782	709,566	5,441,348	
		3 保健所費	1,647,224	△ 16,475	1,630,749	
		4 医薬費	400,285	△ 26,400	373,885	
			831,226	4,388	835,614	
			1,853,047	748,053	2,601,100	
			616,172	△ 279	615,893	
		5, 労働費	1 労政費	154,272	△ 1,102	153,170
			2 職業訓練費	256,987	△ 17,689	239,298
			3 失業対策費	150,318	18,512	168,830
6 農林水産業費		17,431,316	△ 179,846	17,251,470		
	1 農業費	5,155,422	△ 53,055	5,102,367		
	2 畜産業費	1,132,439	△ 36,067	1,096,372		
	3 農地費	7,013,200	△ 44,330	6,968,870		
	4 林業費	2,989,561	△ 8,026	2,981,535		
	5 水産業費	1,140,694	△ 38,368	1,102,326		

7 商 工 費	1 商 業 費	8,358,930	△	3,752	8,355,178
	2 工 鉱 業 費	5,304,523	△	116	5,304,407
	3 観 光 費	3,013,371	△	3,736	3,009,635
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	41,036		100	41,136
	2 道 路 橋 り よ う 費	23,714,060		401,650	24,115,710
	3 河 川 海 岸 費	149,706		4,680	154,386
	4 港 湾 費	9,766,747		254,565	10,021,312
	5 都 市 計 画 費	4,972,411		54,155	5,026,566
	6 住 宅 費	1,554,605		83,438	1,638,043
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	5,753,605		1,520	5,755,125
		1,516,986		3,292	1,520,278
		5,043,578		96,001	5,139,579
10 教 育 費	1 警 察 管 理 費	4,473,759		96,001	4,569,760
		27,231,988		174,168	27,406,156
	2 小 学 校 費	1,525,551	△	4,028	1,521,523
	9,891,854		8,915	9,900,769	

11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	5,364,808	112,582	5,477,390
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8,135,887	31,997	8,167,884
出 合 計		1,187,634	24,281	1,211,915
		524,781	△ 2,115	522,666
3 中 学 校 費		601,473	2,536	604,009
		956,188	4,292	960,480
4 高 等 学 校 費		298,574	3,237	301,811
		657,614	1,055	658,669
5 特 殊 学 校 費		105,313,719	1,701,318	107,015,037

第2表 繰越明許費

3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	老人福祉行政費	53,839
		米子特別養護老人施設建設費	283,822
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	公園等施設整備事業費	51,820
6 農 林 水 産 業 費	2 畜 産 業 費	中小家畜振興費	4,000
		河合谷農事営業地費	15,884

3 農 地 費	団体営かんがい排水事業費	2,652	
	団体営農道整備事業費	15,888	
	団体営ほ場整備事業費	35,418	
	団体営畑地かんがい費	5,641	
	畑作振興特別土地改良費	947	
5 水 産 業 費	農村総合整備モデル事業費	15,689	
	漁港修築事業費	36,700	
7 商 工 費	旧岩美鉾山鉱害防止事業費	23,925	
	道路改良事業費	37,000	
	橋りよう架換事業費	11,556	
8 土 木 費	2 2 道路橋りよう	21,100	
	3 河川海岸費		2,490
	都市河川環境整備事業費		1,418
	48年河川災害関連事業費		6,000
	砂防事業費		12,120
4 港 湾 費	治水ダム建設事業費	52,500	
	港湾修築事業費		

5 都 市 計 画 費	流域下水道事業費	60,990
	6 住 宅 費	182,858
10 教 育 費	5 特殊学校費	38,000
	盲聾学校校地整備費	
11 災 害 復 旧 費	2 土木施設災害復旧費	19,899
	47年建設災害復旧費	3,582
	48年建設災害復旧費	
49年建設災害復旧費		3,053
計		998,591

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正 追 加

事 項	期 間	限 度	額
中部特別養護老人施設用地購入	昭和49年度から昭和51年度まで		178,960 千円
財団法人鳥取県農業開発公社借入金損失補償	昭和49年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本34,699千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において社団法人全国農地保有合理化協会が弁済を受けることができなかつた元利合計額(損失補償契約に定める遅延損害金を含む。)に相当する金額	

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	利率 %	限度額 千円	利率 %
防災行政費	56,000		57,000	
米子特別養護老人施設建設費	61,000		247,000	
港湾建設費	100,000		141,000	
警察施設費	50,000		55,000	
盲聾学校費	100,000		138,000	
治山施設費	37,000		67,000	
漁港復旧費	11,000		13,000	
直轄河川事業費	64,000		68,000	
港湾管理費	61,000		136,000	
交通安全整備費	0		30,000	

起債の方法	利率	償還の方法
証券借入れ	10%	借入年度から1年ずつ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により
証書借入れ	10%	借入年度から1年ずつ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により
銀行の方法	10%	借入年度から1年ずつ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により
資金運用部、郵政省、その他より借入れ	10%	借入年度から1年ずつ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により
その他	10%	借入年度から1年ずつ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により

昭和49年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
 昭和49年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
 (繰越明許費)
 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により

事業又は都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ	りすえ置き、及び償還年限を短縮して起債し、あるいは置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。
0	23,000
4,649,000	5,084,000
計	

翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1	中小企業近代化資金貸付事業費	中小企業近代化資金貸付事業	千円 54,000
	計		54,000

昭和49年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計補正予算

昭和49年度鳥取県の畜産経営特別資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,907千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,730千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	1 一般会計	千円 1,496	千円 1,290	千円 2,786
	1 繰入金	1,496	1,290	2,786
2 繰越金	1 繰越金	32,339	2,581	34,920
	1 繰越金	32,339	2,581	34,920
4 国庫支出金	1 国庫補助金	32,987	42,036	75,023
	1 国庫補助金	32,987	42,036	75,023
歳 入 合 計		66,823	45,907	112,730

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 畜産経営特別資金助成事業	1 畜産経営特別資金助成事業	千円 66,823	千円 45,907	千円 112,730
	1 畜産経営特別資金助成事業	66,823	△ 3,416	63,407
2 肉用生肥育経営安定特別資金貸付事業	1 肉用生肥育経営安定特別資金貸付事業	0	49,323	49,323
	2 肉用生肥育経営安定特別資金貸付事業	0	49,323	49,323
歳 出 合 計		66,823	45,907	112,730

第2表 債務負担行為補正

1 追加		事項	期間	限度額
事	項	期	間	度 額
肉用牛肥育経営安定 特別資金利子補給		昭和49年度から昭和54年度ま で		千円 84,810

2 変更

補正前		補正後	
事項	期間	事項	期間
資産経営特別 資金利子補給	昭和49年度から昭和51年度 まで	資産経営特別 資金利子補給	昭和49年度から昭和51年度 まで
	千円 53,613		千円 41,771

昭和49年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和49年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ471千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ333,596千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		73,991	△ 1,146	72,845
	1 財産売却収入	73,990	△ 1,146	72,844
3 繰越金		126,608	1,617	128,225
	1 繰越金	126,608	1,617	128,225
歳入	合計	333,125	471	333,596

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 県営林事業費		329,565	△ 1,482	328,083
	1 職員費	56,892	△ 1,903	54,989
	4 処分事業費	17,621	208	17,829
	6 管理事業費	11,846	213	12,059
2 公債費		3,560	1,953	5,513
	1 公債費	3,560	1,953	5,513
歳出	合計	333,125	471	333,596

昭和49年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計補正予算

昭和49年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ285千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,819千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 事業収入	1 事業収入	26,403	1,494	27,897
	1 一般会計 一 繰入金	3,675	△ 1,795	1,880
2 繰入金				
4 諸収入	1 雑収入	25	16	41
	合計	30,104	△ 285	29,819

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 有料道路大山環状道路事業費	1 有料道路大山環状道路事業費	14,027	△ 285	13,742
	合計	30,104	△ 285	29,819

昭和49年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算

昭和49年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

- 第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 事業収入	1 事業収入	10,109	△ 1,609	8,500
	1 一般会計 一 繰入金	10,109	△ 1,609	8,500
2 繰入金				
合計		17,048	△ 1,609	18,657

歳 入 合 計	27,162	0	27,162
---------	--------	---	--------

昭和49年度鳥取県営駐車場事業特別会計補正予算

昭和49年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,492千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,288千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 事業収入	1 事業収入	30,542	△ 1,185	29,357
	2 繰入金	32,241	2,621	34,862
3 繰越金	1 一般会入計金	32,241	2,621	34,862
	3 繰越金	3	△ 3	0

歳 入	1 繰越金	3	△	3	0
4 諸収入	1 雑収入	10		59	69
	1 雑収入	10		59	69
歳 入 合 計		62,796		1,492	64,288

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 県営駐車場事業	1 県営駐車場費	62,796	1,492	64,288
	1 県営駐車場費	62,796	1,492	64,288
歳 出 合 計		62,796	1,492	64,288

昭和49年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

昭和49年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,223千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225,290千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		款	項	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
1	国庫支出金	1	国庫委託金	100	△	8
				100	△	8
2	財産収入	1	財産売払収入	100,107	△	4,021
				100,107	△	4,021
3	入金	1	一般会社 入金	114,858		13,372
				114,858		13,372
4	繰越金	1	繰越金	1	△	1
				1	△	1
5	諸収入	1	雑収入	1		881
				1		881
歳 入		合 計		215,067	10,223	225,290

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	県立学校水産 実習船実習費	215,067	10,223	225,290
	1	215,067	10,223	225,290
	合 計	215,067	10,223	225,290

昭和49年度鳥取県電気事業会計補正予算

(総 則)

第1条 昭和49年度鳥取県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和49年度鳥取県電気事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(3) 既設発電所設備近代化 20,400千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文かつて書中「119,791千円」を「120,191千円」に、「18,231千円」を「18,631千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入 201千円 20,000千円 20,201千円

第3項 企業債	0千円	20,000千円	20,000千円
第1款 資本的支出	119,992千円	20,400千円	140,392千円
第1項 建設改良費	1,800千円	20,400千円	22,200千円

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	千円	千円
		既設発電所 設備近代化	399,449	49
			50	125,606
			51	253,443

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気事業費に充当	20,000千円	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借り入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から5年すえ置き、じ後25年間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限

			を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。
--	--	--	---

昭和49年度鳥取県管理立事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和49年度鳥取県管理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和49年度鳥取県管理立事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区分) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(1) 米子港渡々橋 工事費	千円 1,186,848	千円 △586,838	千円 600,010
----------------	--------------	-------------	------------

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文かつて書中「171,008千円」を「170,170千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	1,321,208千円	△586,000千円	735,208千円
第1項 企業債	1,320,000千円	△586,000千円	734,000千円

支 出

第1款 資本的支出 1,492,216千円 △586,838千円 905,378千円
 第1項 建設改良費 1,322,156千円 △586,838千円 735,318千円

(継続費の補正)

第4条 昭和48年度鳥取県営理立事業会計予算中第5条継続費の総額及び
 年割額を次のとおり変更する。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	千円	47	千円
		米子港旗ヶ崎地区埋立事業	4,231,058	48	300,000
			48	884,635	千円
			49	600,010	千円
			50	1,546,364	千円
			51	950,049	千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中「1,320,000千円」を「734,000千円」に改める。

昭和49年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 昭和49年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めると
 るによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和49年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	2,556,218千円	845千円	2,557,063千円
第3項 看護婦養成所収益	33,178千円	845千円	34,023千円
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 病院事業費用	2,689,146千円	845千円	2,689,991千円
第3項 看護婦養成所費用	33,178千円	845千円	34,023千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補
 正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	2,814,461千円	175,318千円	2,989,779千円
第1項 出 資 金	302,312千円	34,832千円	337,144千円
第2項 他会計から の借入金	754,639千円	140,486千円	895,125千円
第4項 企 業 債	1,697,000千円	△75,000千円	1,622,000千円
第5項 補 助 金	60,480千円	75,000千円	135,480千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,814,461千円	175,318千円	2,989,779千円
第1項 建設改良費	1,964,557千円	34,832千円	1,999,389千円
第3項 他会計からの 借入金償還金	754,639千円	140,486千円	895,125千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条中「1,697,000千円」を「1,622,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,663,588千円	845千円	1,664,433千円

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取

【代価一部一箇月五百円(送料を含む。)】